

# 防府市特定教育・保育施設等確認指導監査実施要綱

平成29年8月30日制定

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づき実施する確認指導及び確認監査（以下「確認指導監査」という。）について、必要な事項を定めることにより、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

(確認指導監査の方針)

第2条 確認指導監査は、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）に対し、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

(確認指導の形態)

第3条 確認指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

特定教育・保育施設等に対し、内閣府令等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

特定教育・保育施設等に対し、実地において質問等を行うとともに、必要と認める場合に、内閣府令等の遵守に関して、各種指導等を行う。

(集団指導の実施)

第4条 市長は、集団指導を実施するときは、対象となる特定教育・保育施設等の設置者に対し、集団指導の日時、場所、指導内容等を、文書で通知するものとする。

(実地指導の実施)

第5条 市長は、実地指導を実施するときは、対象となる特定教育・保育施設等に対し、実地指導の日時、場所、実地指導に当たる職員（以下「指導職員」という。）、準備すべき書類等を、文書で通知するものとする。

2 市長は、実地指導を実施するときは、当該特定教育・保育施設等に対し、事前提出資料のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求めることができる。

3 実地指導に際しては、指導職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(実地指導結果の通知等)

第6条 市長は、実地指導の結果、是正又は改善を要すると認められた事項（軽微なものは除く）については、その内容及び改善方法を文書により、速やかに特定教育・保育施設等の設置者に対して通知するとともに、当該通知した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(確認監査への変更)

第7条 実地指導中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、直ちに確認監査を行うこととする。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

(確認監査)

第8条 確認監査は特定教育・保育施設等において、法第39条、第40条、第51条及び第52条に定める行政上の措置に相当する違反の疑い（以下「違反疑義」という。）があると認められる場合又は施設型給付費等の請求に不正若しくは著しく不当な行為（以下「不正請求等」という。）がある場合であって、次の各号に定める

情報を踏まえて特に必要があると認めるときに実施するものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義若しくは不正請求等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報

実地指導を行った際に特定教育・保育施設等について確認した違反疑義又は不正請求等に関する情報

(3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

2 確認監査は、法第38条及び第50条に基づき、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は確認監査を実施する職員が関係者に対して質問し、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う方法により実施する。

(確認監査結果の通知等)

第9条 市長は、確認監査の結果、法に定める行政上の措置に至らない事項について改善を要すると認めるときは、特定教育・保育施設等の設置者に対して、その内容を文書により通知するとともに、当該通知した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(勧告、命令等)

第10条 市長は、確認指導監査の結果、特定教育・保育施設等の設置者が法第39条第1項及び第51条第1項に規定する場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設等の設置者に対し、文書により、これらの規定による勧告をするものとする。この場合において、市長は当該特定教育・保育施設等の設置者に対し、期限を

付して、改善報告書を提出するよう求めることができるものとする。

- 2 市長は、前項に規定する勧告をした場合において、当該勧告を受けた特定教育・保育施設等の設置者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定教育・保育施設等の設置者に対し、文書により、法第39条第4項又は第51条第3項の規定による命令をすることができる。この場合において、市長は当該特定教育・保育施設等の設置者に対し、期限を付して、改善報告書を提出するよう求め、その旨を公示するとともに、県知事に通知するものとする。

(確認の取消し等)

第11条 市長は、確認指導監査の結果、特定教育・保育施設等に関し、法第40条第1項及び第52条第1項に規定する場合に該当する事項があると認めるときは、これらの規定により、当該特定教育・保育施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「確認の取消し等」という。）ができるものとする。

- 2 市長は、前項に規定する確認の取消し等をしたときは、その旨公示するとともに、県知事に届け出るものとする。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第12条 市長は、前条に規定する確認の取消し等をしようとするときは、あらかじめ、これらの処分の名宛人となるべき者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

(不正利得の徴収)

第13条 市長は、第10条及び第11条に規定する勧告、命令又は確認の取消し等を行った場合において、当該勧告、命令又は確認の取消し等の基礎となった事実が法第12条第1項に定める偽りその他不正の手段に該当すると認めるときは、同項の規定に基づき、施設型給付費等の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項に規定する場合において、同項の規定による不正利得の徴収

が命令又は確認の取消し等をした特定教育・保育施設等に係るものであるときは、市長は、法第12条第2項の規定に基づき、当該特定教育・保育施設等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができるものとする。

(情報提供)

第14条 市長は、特定教育・保育施設等によって提供される教育・保育の質の向上及びその利用者の保護に資するため、法令により非公開とされている事項を除き、確認指導監査に関する情報を提供するように努めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月30日から施行する。